

1. 学生生徒等納付金

授業料、入学金、施設設備資金、施設維持費、教育充実費、実験実習費等

2. 手数料

入学検定料、証明書手数料等

3. 寄付金

教育振興募金、100周年記念事業募金、企業様からの研究助成等

4. 補助金

経常費補助金（改革総合支援事業を含む）、授業料減免費交付金、私立学校施設整備費・研究設備整備費等補助金等

※施設整備、研究設備や装置等の設備に対する寄付金と補助金は、事業活動収支計算書では特別収支の「その他の特別収入」に計上されます。

5. 受取利息・配当金

特定資産を含む金銭面の資産運用による収入（施設面の運用による「施設設備利用料収入」を除く）

6. 資産売却差額

固定資産（建物・構築物・備品・図書等）の除却・廃棄、有価証券の処分の際の差額（簿価を上回った金額）

7. 付随事業・収益事業収入

補助活動や受託事業、収益事業にかかる収入等

8. 雑収入

退職金財団からの交付金収入、研究費の間接経費分の収入、施設設備の利用による収入等

9. 人件費

教員・職員に支給する本俸・期末手当・その他の手当及び所定福利費、役員報酬、退職給与引当金繰入額、退職金

10. 教育研究経費

教育研究のために要する経費及び教育研究用減価償却資産の減価償却額

11. 管理経費

教育研究経費以外の経費及び教育研究用以外の減価償却資産の減価償却額

12. 資産処分差額

固定資産（建物・構築物・備品・図書等）の除却・廃棄、有価証券の処分の際の差額（簿価を下回った金額）

13. 徴収不能額等

奨学金回収不能額を見積る引当金計上額、徴収が不能または徴収を免除した徴収不能額

14. 基本金組入額

校地・校舎・機器備品・図書等教育研究の充実・拡充のために取得及び取得予定の固定資産の充実に要した額及び教育研究基金等への組入額

（基本金は学校法人が教育・研究を継続的に維持向上させていくために必要な校地・校舎、機械器具、図書等を取得した金額（第1号基本金）、校地・校舎等を取得するために年次的・段階的に積み立てる資金（第2号基本金）、教育・研究を維持充実するための積立（第3号基本金）及び恒常的に保持すべき資金として文部科学大臣の定める額（第4号基本金）の確保のために充てられる金額です。）